

## 大和齋場における売店運営事業者募集要項

### 1 目的

この要項は、公営齋場である大和齋場において、売店を運営することの特殊性を考慮し、利用者に配慮した低廉な価格で質の高いサービスを提供できる売店の運営事業者を公募により、選定することを目的とする。

### 2 募集対象

大和齋場内で売店の運営（通夜時の飲料の販売並びに自動販売機の設置及び管理を含む。以下「売店の運営等」という。）ができる者とする。

### 3 公募参加資格

次の全ての条件を満たす法人又は団体であること。

- (1) 運営期間中、円滑に売店の運営等を直接行うことができること。
- (2) 売店を継続して3年以上運営した実績があること。
- (3) 事業活動上の行政処分を過去3年以内に受けたことがないこと。
- (4) 国税及び地方税の滞納、未納がないこと。
- (5) 経営不振の状況（破産手続、更生手続、再生手続その他類似の手続の開始決定がされた場合又は特別清算手続その他の清算手続が開始された場合又は手形取引停止処分がなされている状況をいう。）にある者でないこと。
- (6) 売店の運営等に関し法律上必要とされる資格、免許を有する者を従事させることができる者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及びその構成員又はそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

### 4 運営期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日

### 5 運営条件等

#### (1) 使用許可

運営事業者は、売店の運営等で使用する部分（以下「使用場所」という。）について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産の目的外使用許可を受けて使用するものとする。

#### (2) 使用許可期間

ア 売店の運営等の期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までとする。ただし、運営事業者は、当該期間中毎年度、組合から行政財産の目的外使用許可を受けなければならない。

イ 運営事業者は、売店等の設置、撤去等に要する期間についても、運営期間に含むものとし、この期間も売店の運営等は実施するものとする。

#### (3) 使用場所（別紙「売店及び自動販売機等設置予定場所」参照）

ア 売店		39.7738㎡
火葬棟	1階 売店・経理事務スペース	(31.3050㎡)
式場棟	1階 倉庫	(8.4688㎡)

イ 自動販売機 設置可能場所 4箇所（各場所1台以上設置することとし、設置台数は、組合と協議すること。）

火葬棟	1階	告別室	1箇所（約2㎡）
		待合ロビー	1箇所（約4㎡）
式場棟	1階		1箇所（約2㎡）
	2階		1箇所（約3㎡）

ウ 冷蔵庫 設置可能場所 7箇所（設置台数は、組合と協議すること。）

火葬棟	売店		1箇所（売店の面積内）
	告別室1・2	約0.8㎡以下×2箇所	
式場棟	第1・第2式場	約0.8㎡以下×2箇所	
	第3・第4式場	約0.8㎡以下×2箇所	

#### (4) 営業日及び時間

1月1日から3日まで及び原則月1回の休場日を除く毎日

営業時間 午前9：00から午後5：00まで

※ 組合の承認を得た場合又は組合の要請があった場合は、営業時間を変更することができるものとする。

#### (5) 必須販売品

- ・清涼飲料
- ・アルコール飲料（ビール・日本酒）
- ・菓子類
- ・会葬用小物（香典袋・黒ネクタイ・数珠・靴下・ストッキング）
- ・骨壺（2.5寸・カバー付き）
- ・遺骨バッグ

#### (6) 注意事項

ア 運営事業者は、使用場所を売店の運営以外の用途に供さないこと。

イ 運営事業者は、許可を得た場所以外で販売等を行わないこと。

ウ 運営事業者は、売店の運営等において運営事業者の責めに帰すべき理由により第三者又は組合に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

エ 運営事業者は、売店及び自動販売機周辺に回収ボックスを設け、回収した缶・ペットボトル等の適正な処理を行うこと。また、売店から排出するその他の廃棄物についても、運営事業者の負担により適正に処理を行うこと。

オ 必須販売品及びその他の販売品の具体的な品目については、組合と協議の上決定すること。

カ 申請時の販売価格を変更する場合及び販売品を変更する場合の販売価格は、社会通念上適切な価格とし、組合と協議の上決定すること。

キ 従業員については、遺族や会葬者の心情を配慮した節度のある対応を行うこと。

## (7) 費用負担

運営事業者の負担とする費用は、次のとおりとする。

### ア 行政財産の目的外使用料

運営事業者は、「広域大和斎場組合行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例」の規定に基づき、使用場所に係る使用料（以下、「使用料」という。）と、子メーター等（子メーターは組合が設置管理する）により算出した電気使用料相当額加算金（以下、「加算金」という。）を組合の請求により組合に納付する。

使用料は、組合が指定する日までに原則として全額前納とする。加算金は実績払いとし、年度末に全額納付とする。

#### 《参考》

令和2年度行政財産目的外使用料（予定金額）

1, 314, 863円（加算金297, 711円を含む）

使用料の算定基礎を土地及び建物の評価額等とすることと、加算金を実績払いとすることにより、上記の金額は毎年度変動する。

イ 売店の運営等に必要な備品等の購入・設置経費。ただし、既存備品を継続して利用したい場合は、組合と協議すること。また、備品等の設置に関しては、事前に組合の了承を得ること。

ウ 外線電話を必要とする場合は、回線を開設する経費。

エ 既存の電気配線以外を使用する場合は、分電盤以降の配線工事費。なお、同工事に関しては、事前に組合の了承を得ること。

オ 使用場所を清掃する経費。

カ 売店の運営等に必要な営業許可等を取得する経費。

※ 許可証の写し等を組合に提出すること。

キ 発生する廃棄物を処理する経費。

ク その他、従業員の人件費及び運営に係る一切の費用。

## 6 応募手続き・期間

### (1) 必要書類

- ① 応募申請書（様式－1）
  - ② 大和斎場売店事業計画書（様式－2）
  - ③ 履歴事項全部証明書（法人以外の団体にあつては、相当する書類（団体名・所在地・代表者・役員等の記載があるもの））
  - ④ 国税及び地方税の滞納、未納がないことの証明
  - ⑤ 定款（法人の場合）
  - ⑥ 会則・規則など（法人以外の団体の場合）
  - ⑦ 売店運営の実績報告書（運営場所、期間、物販内容及び売上高等を含むもの）（任意様式）
- ※③及び④いずれも申請日以前3か月以内に発行されたもの

### (2) 提出期限

令和3年2月5日（金） 午後5：00まで

(3) 提出方法

郵送又は持参

(郵送の場合は提出期限までに必着)

(4) 提出先

神奈川県大和市西鶴間 8-10-8

広域大和齋場組合事務局 施設管理係 担当：平野・石川

(5) 応募申請に関する質問

組合は選定に際し、必要に応じて聞き取り調査を行う。日程については、後日申請者に連絡する。

(6) 質問の受付

質問のある場合は、「大和齋場における売店運営業者募集要項 質問書」に質問事項を記入して、電子メールにより、下記の期限までに送付すること。

電子メール以外での質問は受け付けない。送信後、電話等で受信の確認を行うこと。

ア 質問書の提出期限 令和3年1月25日(月)午後5:00まで(必着)

イ 質問書の送付先 yamatosaijo@diamond.broba.cc

※電子メールの件名を「【売店業者質問書】御社名」とすること。

ウ 質問に対する回答の公表 令和3年1月29日(金)頃

## 7 選考方法

応募書類により「大和齋場売店運営事業者選定委員会設置要領」に基づき設置された委員会において、選定事業者1者及び次点事業者1者の選考を行う。売店の運営等に係る事項については、組合と選定事業者が協議のうえ決定し、協定書を締結する。

また、選定事業者と協定書の締結ができない場合は、組合と次点事業者が同様の協議を実施し、協定書締結の交渉を行う。

### 【選考に当たっての 評価基準項目】

- (1) 公営齋場で売店を運営するに当たっての配慮
- (2) 販売品・サービス等の構成及び販売価格
- (3) 菓子及び飲料等の販売方法
- (4) 障害者への配慮
- (5) 環境への配慮
- (6) 従業員の配置及び教育
- (7) 防犯対策、安全・衛生管理及び災害・緊急時の対応
- (8) 利用者からのクレーム・要望等への対応
- (9) 売店出店実績
- (10) 地域への貢献
- (11) その他運営事業者独自の提案・セールスポイント

※ 売店運営が健全に行えるための方策、利用者の利便性を高めるような提案など

## 8 結果通知

選考の結果については、令和3年2月下旬を目途に文書で回答する。

## 9 その他

- (1) 運営事業者は、当該売店の営業権利を譲渡し、又は転貸してはならない。
- (2) 運営事業者は、営業の全部を第三者に委託してはならない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 参加申請に係る費用は、申請者の負担とする。
- (5) 斎場内への飲食物の持ち込みは、制限していない。
- (6) 通夜振舞いは、原則として読経終了後からとする。

## 10 参考

### ・大和斎場の概要

所在地：神奈川県大和市西鶴間8-10-8

休場日：1月1日から3日及び原則月1回の施設点検日（友引の日）

火葬件数：5, 234件(令和元年度実績)

式場利用件数：1, 212件(令和元年度告別式実績)

## 11 問い合わせ先

神奈川県大和市西鶴間8-10-8

広域大和斎場組合 事務局 施設管理係 担当：平野・石川

電話番号：046-262-6646

FAX：046-264-5564

電子メール：yamatosaijo@diamond.broba.cc